

安芸太田町障がい者活躍推進計画

機関名	安芸太田町議会事務局
任命権者	安芸太田町議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
安芸太田町議会事務局における障がい者雇用に関する課題	<p>安芸太田町議会事務局においては、職員総数が3人程度の小規模な機関であり、障害者任免状況通報の対象外となっている。</p> <p>職員の募集・採用は町長部局で実施しているが、人事異動等を踏まえ、町長部局等と連携が必要である。</p> <p>障がい者である職員の活躍のためには、町長部局と連携し、更なる体制整備や各種取組が必要であると考えている。</p>
目標	
採用に関する目標	職員は、安芸太田町（町長部局）からの出向職員で構成されており、独自の職員の募集・採用は行っていない。
定着に関する目標	なし
取組内容	
1．障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>職員は、安芸太田町（町長部局）からの出向職員で構成されているため、障害者雇用推進者は町長部局の推進者である総務課長に委任する。</p> <p>町長部局の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）との連携、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</p>
2．障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>所属長との人事評価面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
3．障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
4．その他	障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。